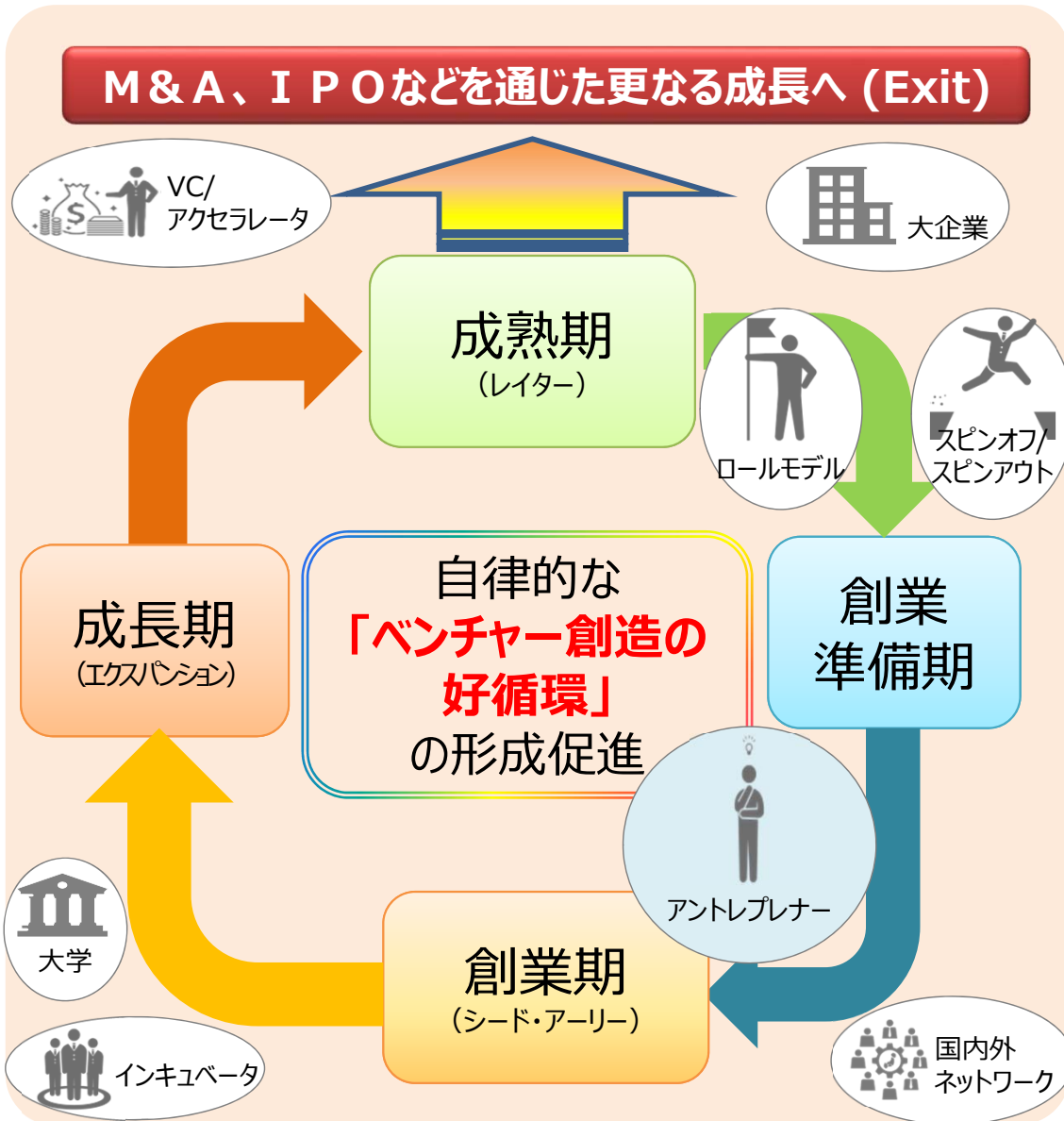


経済産業省における ベンチャー政策について

2016年 12月12日

ベンチャー創造の好循環の実現に向けて

既存の大企業も含めた日本経済全体で「ベンチャー創造の好循環」を形成し、イノベーションの担い手であるベンチャーの自律的・連続的な創出を図る。



1. ベンチャーの事業化・成長促進

1-1: リスクマネー供給の円滑化

- 官民ファンドによるベンチャー投資 (中小機構、産業革新機構)
- ベンチャー投資を促す税制措置 (エンジェル税制、企業の投資促進税制)

1-2: 研究開発型ベンチャーの創出

- VC等の目利きを活用した協調支援等

2. グローバル市場で打ち勝つベンチャー人材育成

2-1: 起業人材の育成

- グローバル市場で打ち勝つ、起業人材の育成 (シリコンバレーと日本の架け橋)
- 社会全体の起業家精神・チャレンジ精神の高揚 (日本ベンチャー大賞)

3. ベンチャー・フレンドリーな環境整備

3-1: 政府調達におけるベンチャー活用の推進

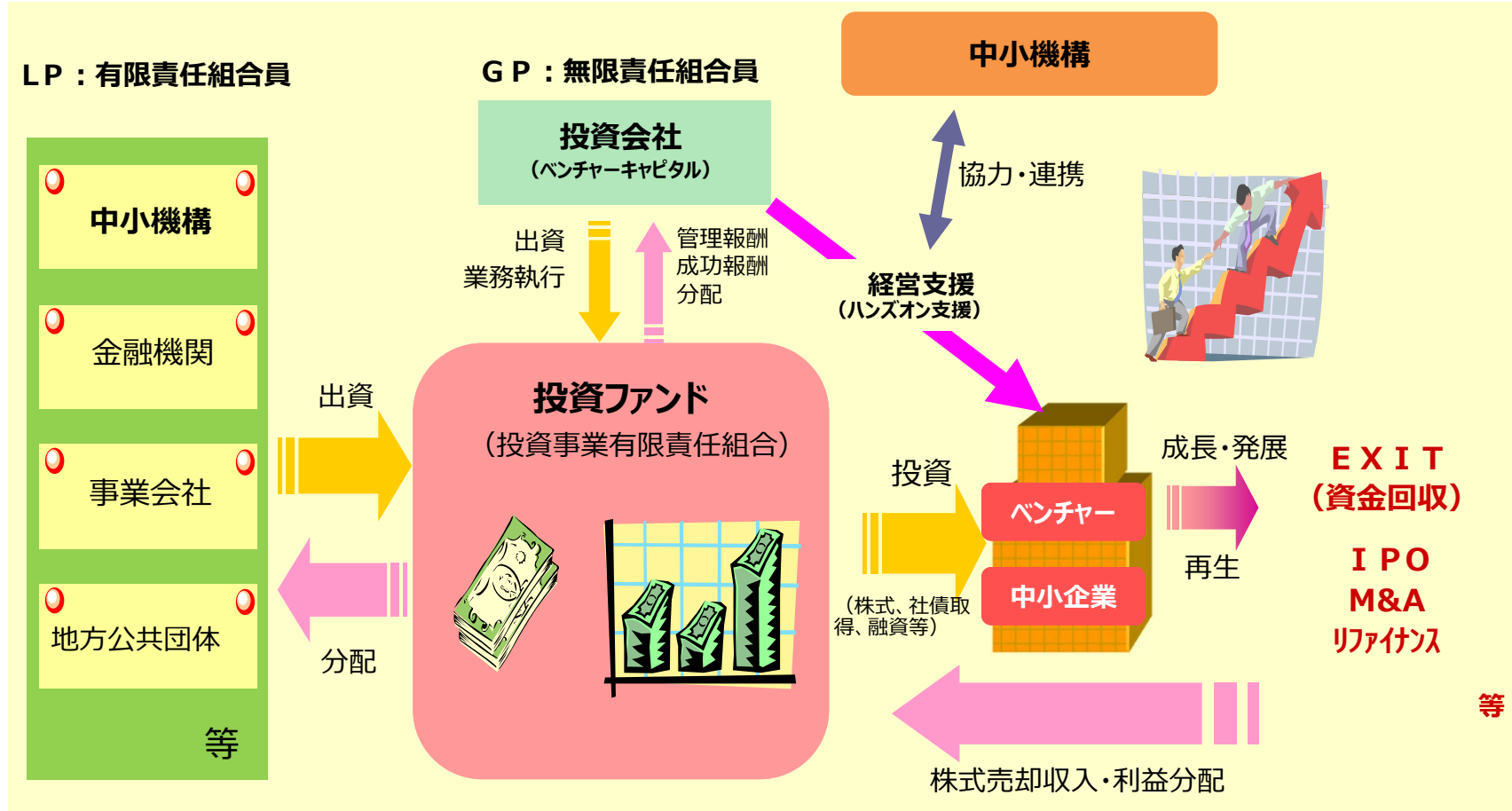
- 官公需法改正による政府調達促進

3-2: 政府一体のベンチャー施策の推進

- ベンチャー・チャレンジ2020を契機とした各省連携の推進 (ベンチャー支援プラットフォームの構築)

1-1. リスクマネーの供給：（独）中小企業基盤整備機構によるファンド出資事業

中小企業・ベンチャー企業への投資を行うファンドに対して中小機構が出資し、VC等による成長資金の供給の円滑化と経営支援（ハンズオン支援）の拡大を図る



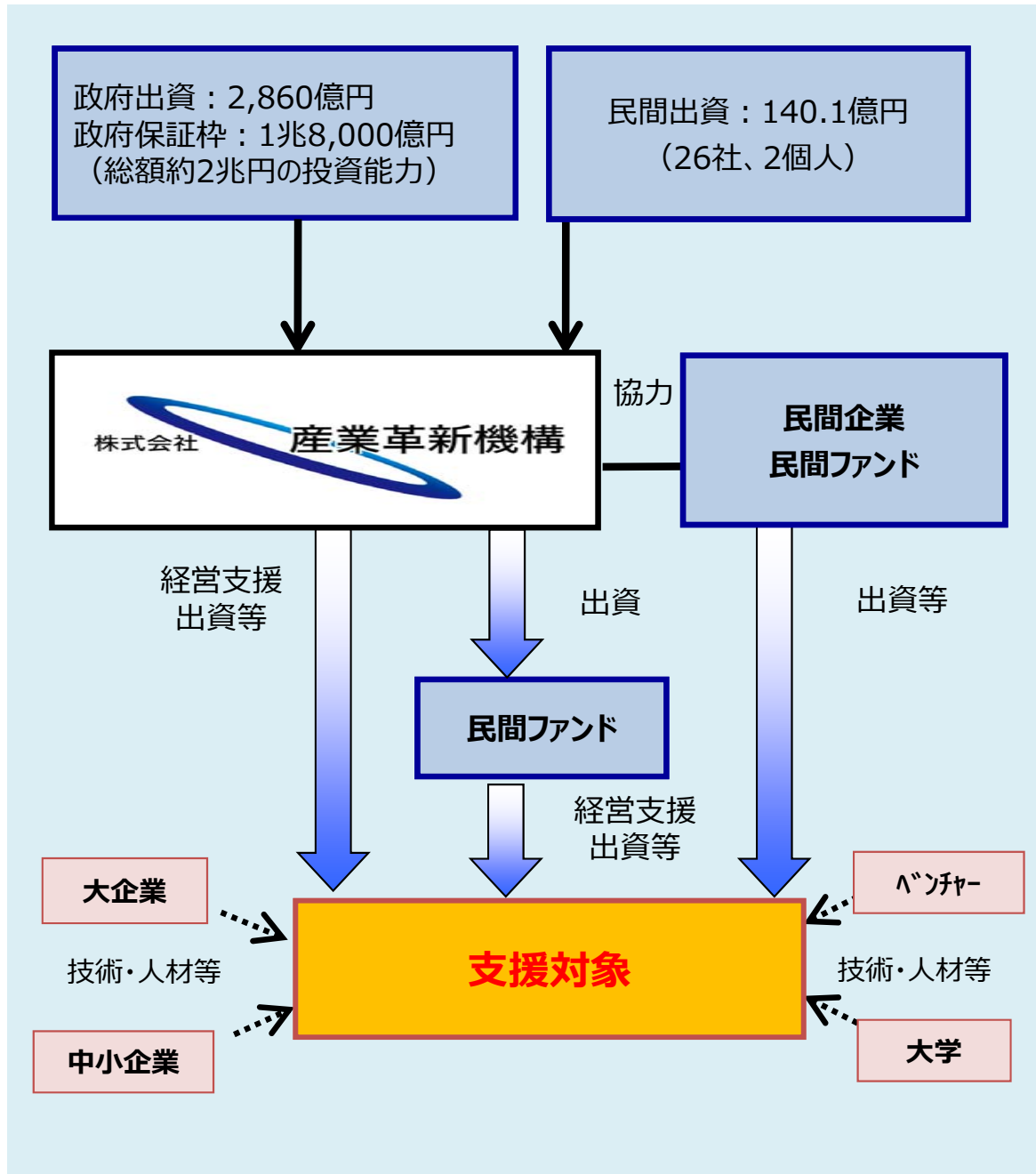
<実績>

(平成28年9月末現在)

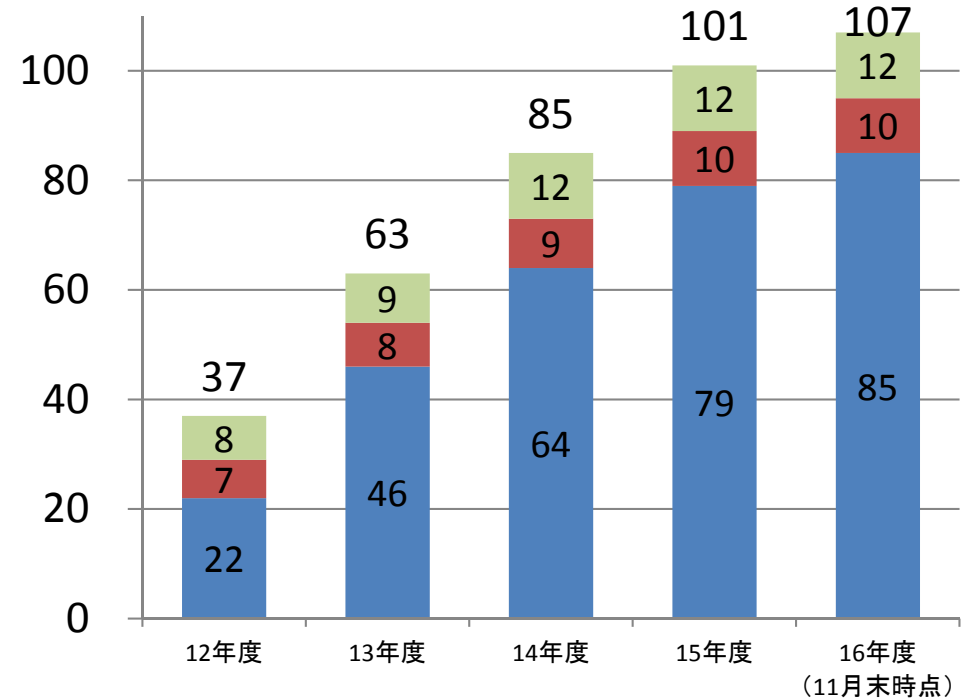
区分	出資先 ファンド数	出資約束総額		投資 累計額	投資先 企業数	I P O 企業数
			うち機構分			
起業支援ファンド(※)	98	1,699億円	663億円	1,241億円	2,487社	152社

※ ベンチャーファンドを含む。

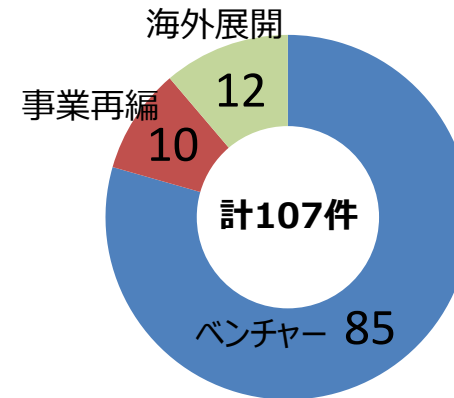
1-1. リスクマネーの供給：（株）産業革新機構によるベンチャー投資



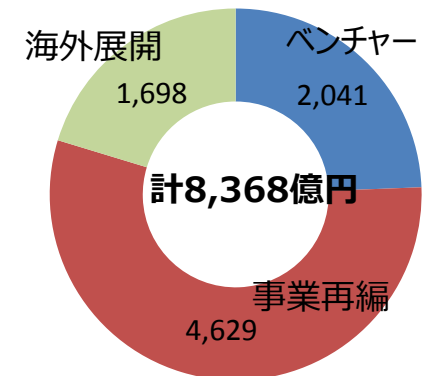
支援決定件数推移 (累計；公表済み)



投資決定数 (件)



投資金額 (億円)



1-1. リスクマネーの供給：エンジェル税制について

創業初期の会社に投資する個人に対する優遇税制

- 優遇 A： 株式投資額の所得控除による減税（設立3年未満の企業）
- 優遇 B： 株式投資額の株式譲渡益からの控除による減税（設立10年未満の企業）
- 株式の売却損が出た場合、他の株式譲渡益と通算（3年繰り越し可能）

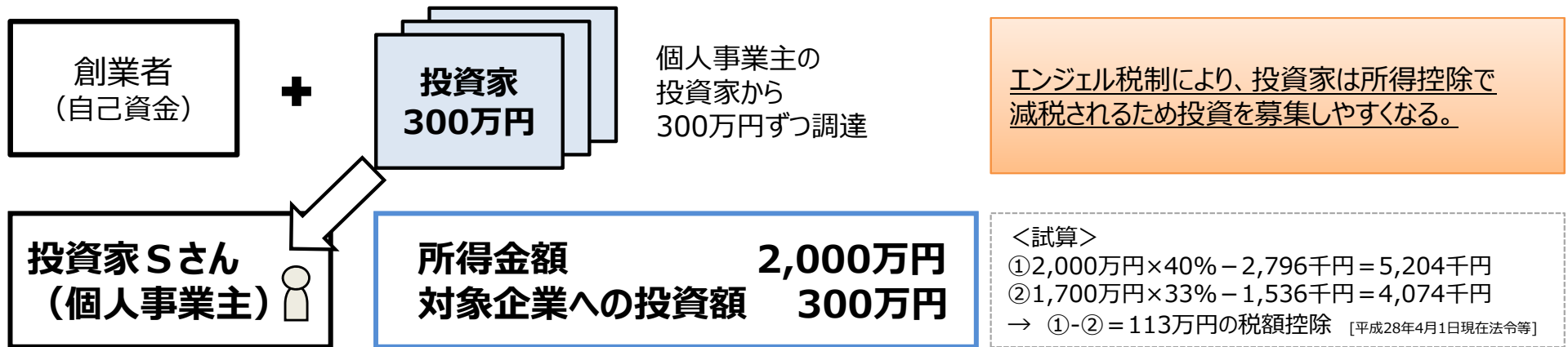
※一定の要件を満たす会社の新規発行株式を取得した場合が対象。

※優遇 A は控除上限(所得金額の40%または1000万円)あり。優遇 B は上限なし。

※優遇 A と優遇 B のどちらか一方を選択する。

<優遇Aの活用事例>

起業家Aさんが、生産性を著しく向上させる「業務ソフトウェア」ビジネスを始めるべく、個人投資家に声をかけ、300万円ずつ株式投資をしてもらう。投資家には安定株主として株式保有してもらい配当を分配。



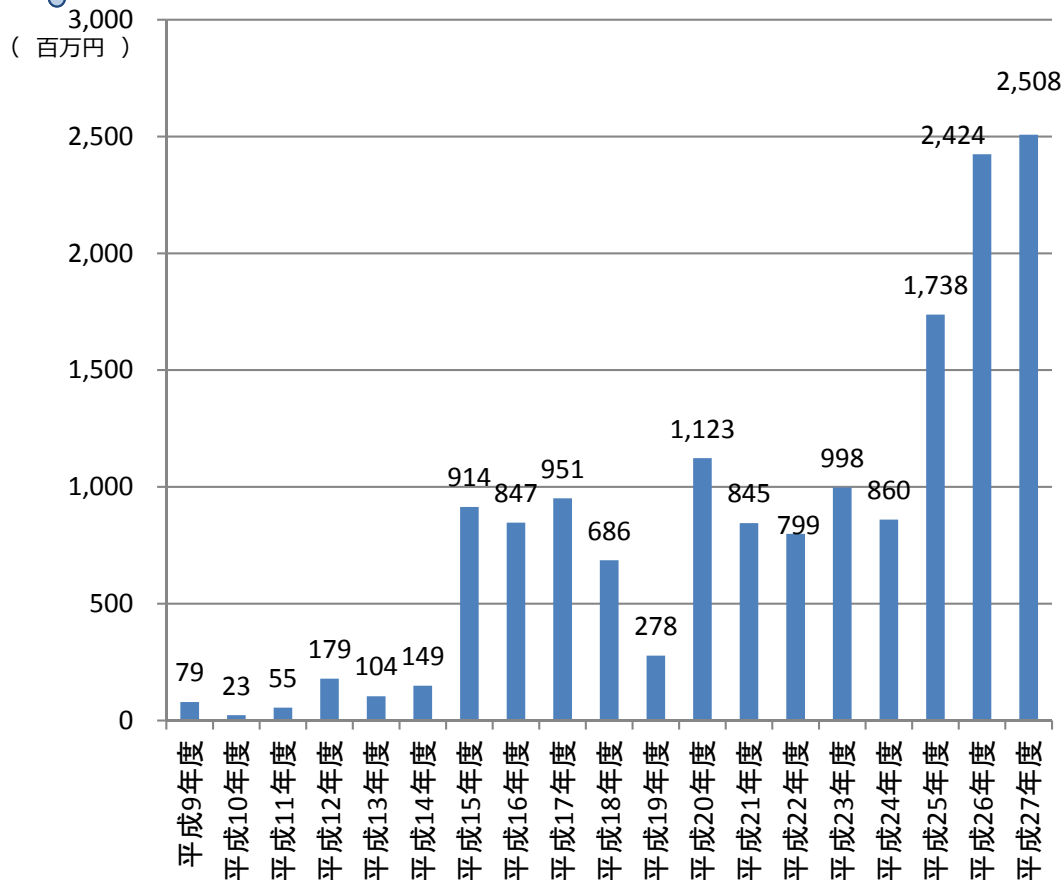
(例) 300万円の投資額に対して税制を利用することにより約110万円*の税額が控除

*なお投資家が株式を売却した場合は控除額を差し引いた額を取得額とし、譲渡益に課税。

(参考) エンジェル税制の実績 (投資額・ベンチャー企業数)

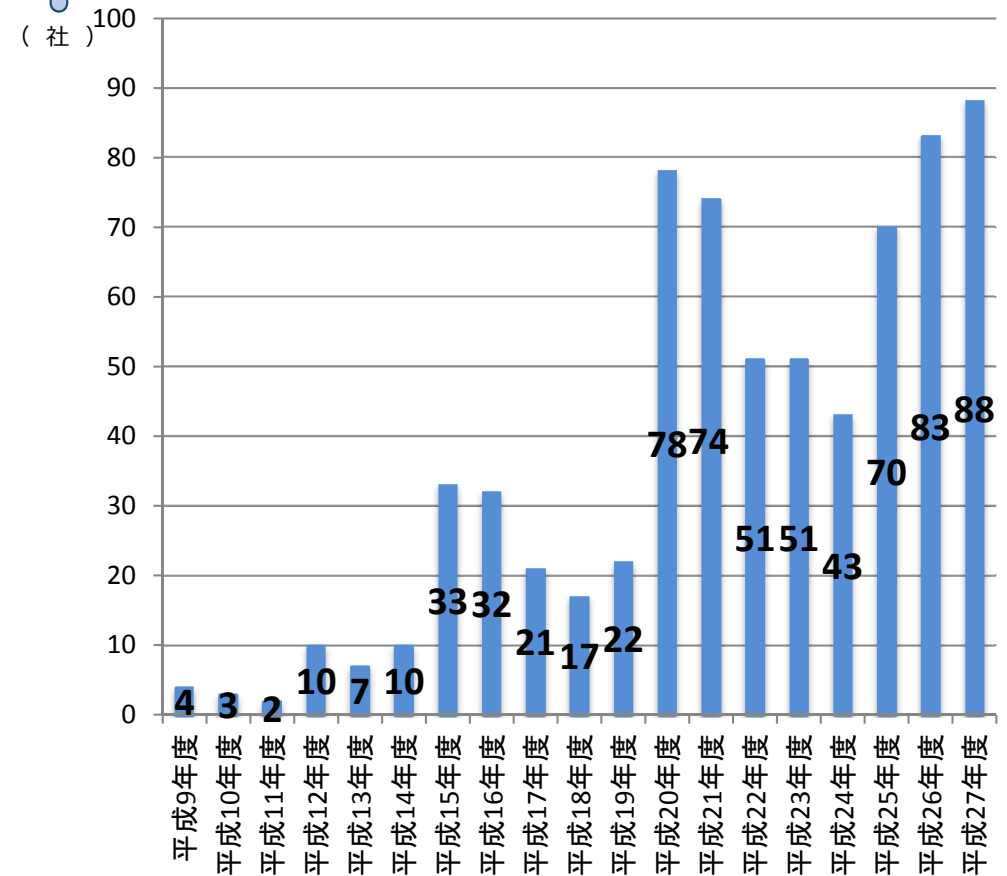
- 平成20年度に優遇措置Aを導入し現行制度。
- 平成25年度には、申請様式の簡略化（省令改正）、パンフレットのわかりやすさ向上等による運用改善、ベンチャー企業や個人投資家・税理士などの専門家等に対する説明会の実施（全国10ヶ所）。
- 足元では利用件数・投資額が増加傾向。
- 平成28年度より対象企業の確認事務を経済産業局から都道府県に移管し、手続きの利便性の向上を図ることで、更なる利用が期待される。

平成28年3月31日時点での投資額の推移



※経済産業局へ資金払込後の確認申請を行った企業の数

平成28年3月31日までにエンジェル税制を利用したベンチャー企業数[※]の推移



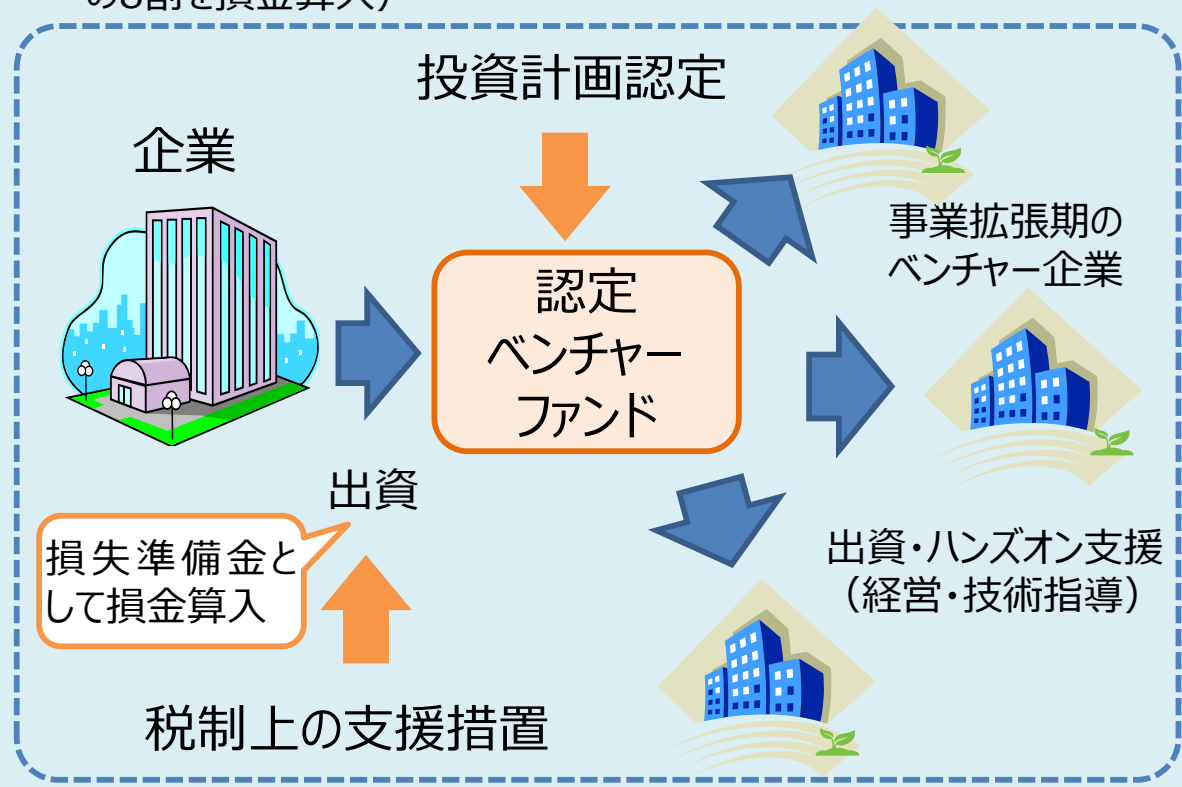
※過年度申請が行われた場合、上記数値は変動する可能性がある。

1-1. リスクマネーの供給：企業のベンチャー投資促進税制

- ベンチャー企業の成長のためには、事業会社等からベンチャーファンドへの資金供給を拡大することが必要。
- このため、経営支援を積極的に行うベンチャーファンドを通じた資金供給について、税制優遇を措置。

支援措置

- 経営・技術指導を行う能力のあるベンチャーファンドの「特定新事業開拓投資事業計画」を認定。
- 同ファンドを通じてベンチャー企業へ資金供給を行う企業に税制優遇。（認定ベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に投資をした額の8割を損金算入）



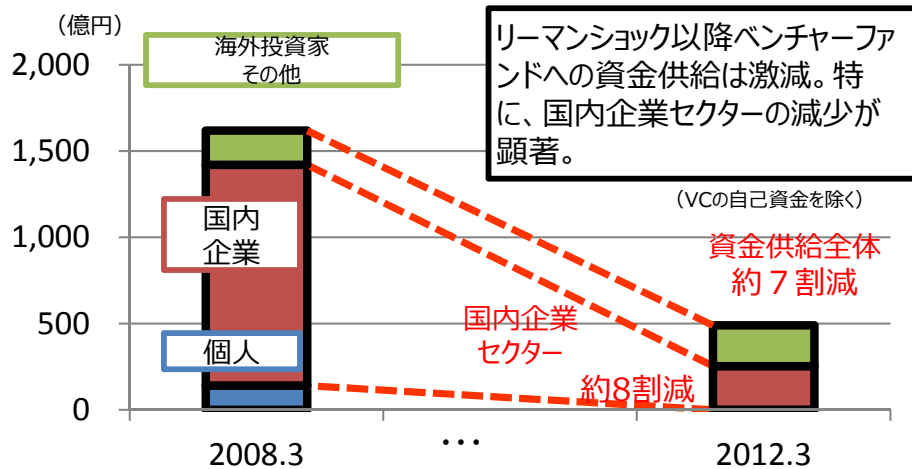
認定ファンド一覧（平成28年12月1日現在）

認定日	認定を受けた投資事業有限責任組合の名称
平成26年11月28日	リード・グロース3号投資事業有限責任組合
平成27年4月10日	次世代日本先端技術育成ファンド投資事業有限責任組合 （GP：合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル）
平成27年4月15日	ファストラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合
平成28年5月12日	CatalyST1号投資事業有限責任組合
平成28年6月24日	地方創生新潟1号投資事業有限責任組合
平成28年7月29日	SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合

1-2. 研究開発型ベンチャーの創出： 研究開発型ベンチャーの課題

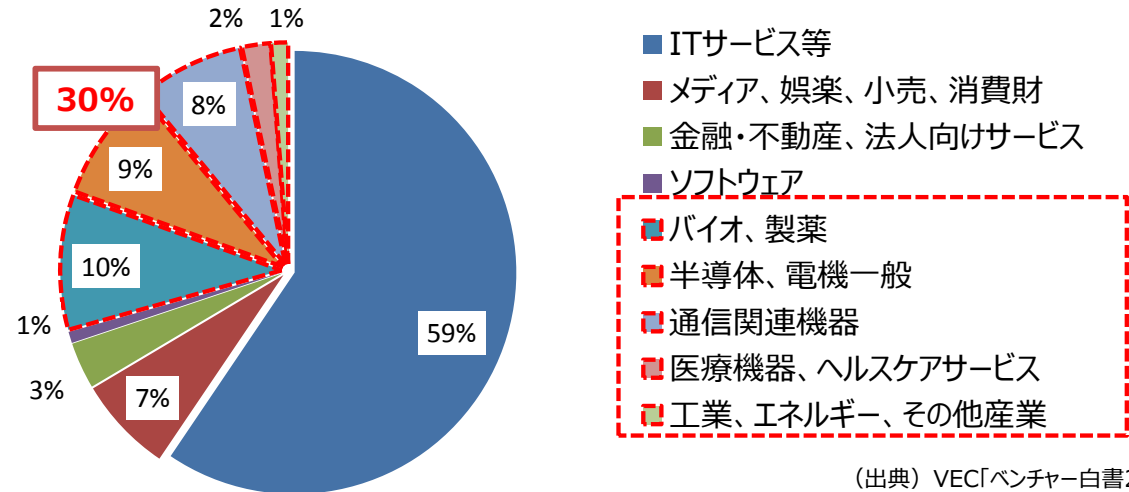
- 長期の研究開発期間と多額の資金を要し、リスクが高いため、民間投資（民間VC等）が回りにくい（特に、創業期は顕著）。
- 創業者のほとんどが研究者・技術者の出身であるため、シーズ寄りの発想になりがち、経営スキル・ノウハウが不足。
- シリコンバレーと比較し、研究開発型ベンチャーを支援するシード・アクセラレーターの存在が極めて不足。
- ベンチャーの事業拡大において重要となる、大企業との連携も不十分。

■ベンチャーファンドへの資金供給

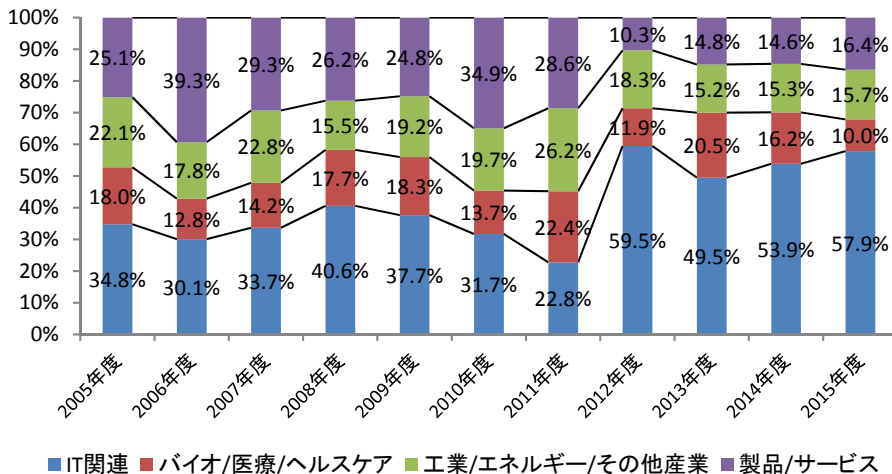


※ 国内企業セクターは、「事業法人」と「銀行・証券・保険」の合計

■ファンドによるシードステージへの新規投資先（金額）



■投資先業種の推移

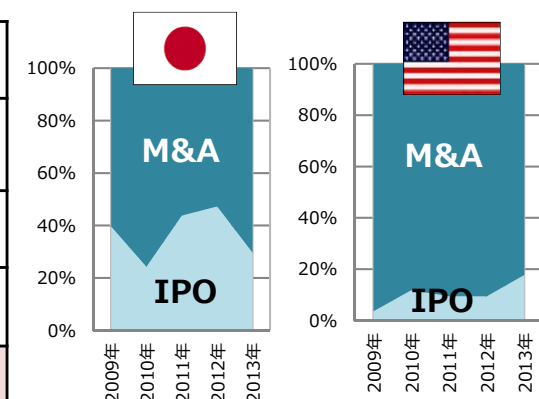


出典：日本ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書」

■大企業の外部連携の相手先

自社単独での開発/ グループ内企業との連携	70.8%	
国内他社との連携 (ベンチャー企業を除く)	12.2%	海外企業との連携 (ベンチャー企業を除く) 1.5%
国内の大学との連携	8.6%	海外の大学との連携 1.2%
国内の公的研究機関 との連携	3.1%	海外の公的研究機関 との連携 0.3%
国内のベンチャー企業 との連携	0.9%	海外のベンチャー企業 との連携 0.4%
その他（企業等からの受託等）	2.1%	

■日米ベンチャー企業のエグジット

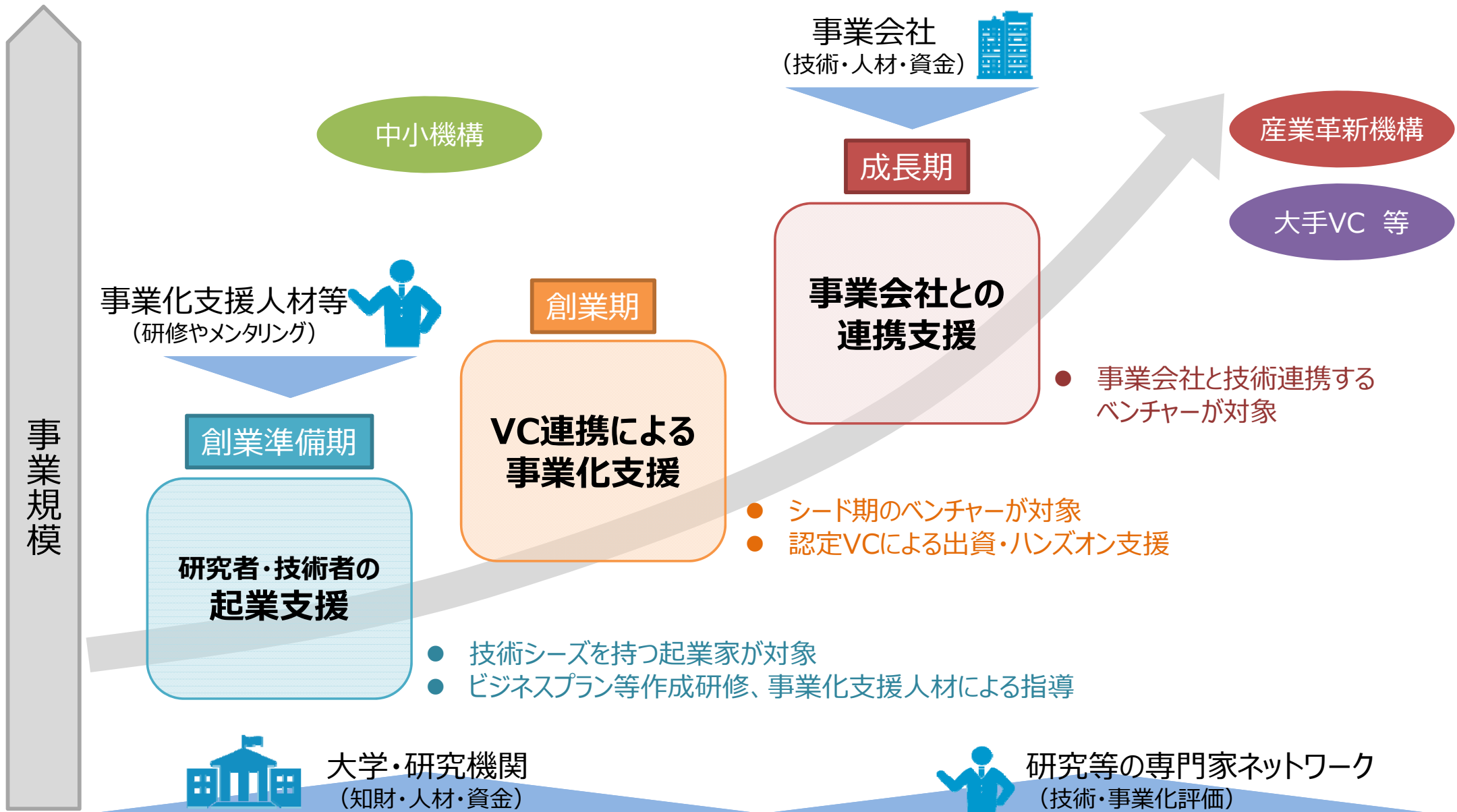


出典：一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2014」データを基に経産省作成

注釈：出典データはベンチャーキャピタルに対するアンケート結果を基に算出したものであるが、日本については重複を排除していない。

1-2. 研究開発型ベンチャーの創出： VC等の目利きを活用した協調支援

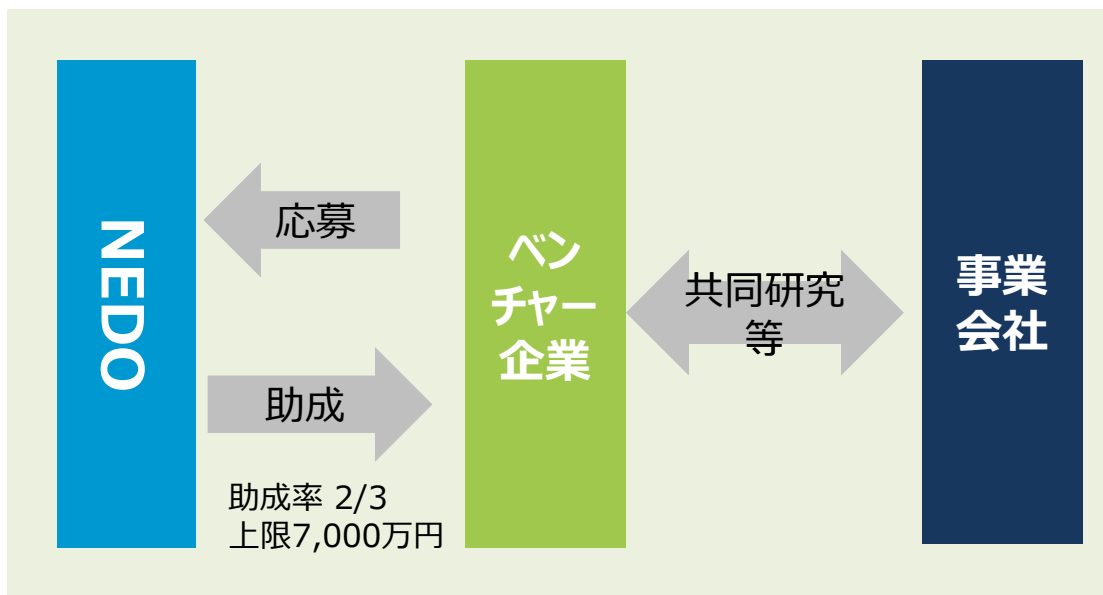
- NEDOが創業期の研究開発型ベンチャーに対して、研究開発支援に加え、迅速な事業化も同時に支援。その際、「事業化支援人材」やNEDOが認定するベンチャー・キャピタル（VC）等の目利きを活用。



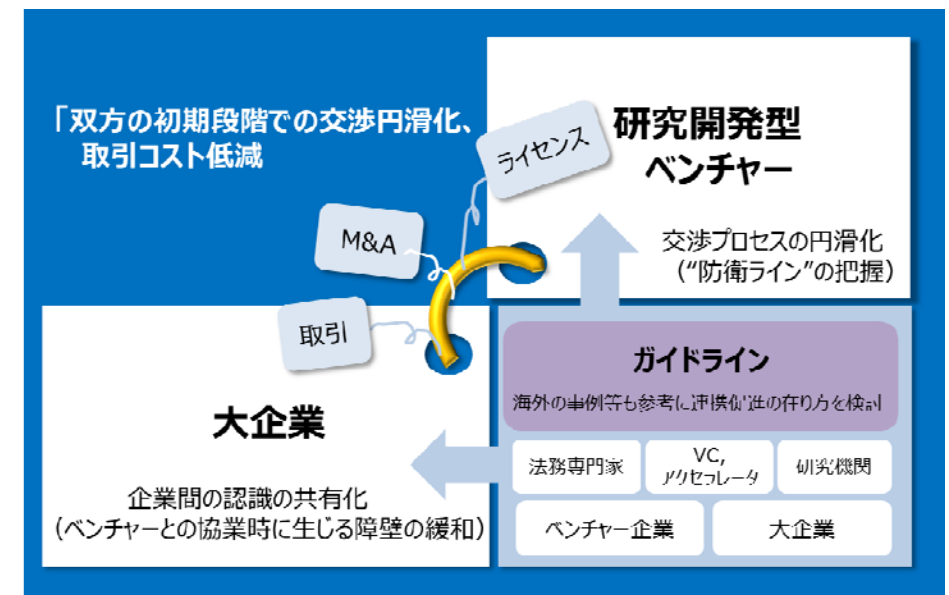
1-2. 研究開発型ベンチャーの創出： 事業会社との連携

- 研究開発型ベンチャーのスケールアップ、エグジットの手段として、大企業との連携（M & Aを含む）は重要。
- 他方で我が国では、大企業の自前主義の傾向や、双方の交渉力の違い、ベストプラクティスが共有されていないなどにより、双方の連携は進んでいないのが現状。
- このため、研究開発型ベンチャーと大企業等が一体となつて行う研究開発支援や、双方の連携時における具体的な課題の整理とこれを克服するためのツールの検討・整備に向けた検討を開始。

■ 研究開発型ベンチャーと大企業等が一体となつて行う研究開発の支援（平成28年度補正から実施）



■ 研究開発型ベンチャーと大企業の連携促進に向けた検討



産業構造審議会第4回研究開発・イノベーション小委員会資料を元に作成

1-2. 研究開発型ベンチャーの創出：イノベーション促進のための産学官連携

- 本年7月、産学官の対話の場として、文部科学省と共同で「イノベーション促進産学官対話会議」を設置。大学や国立研究開発法人等の課題に対する処方箋や考え方を取りまとめたガイドラインを策定。大学発ベンチャー創出・育成の強化にも言及。
- 研究者の起業については、大学の産学連携本部を中心に、大学のリソースを最大限活用することが肝要。その際、大学と産業界が連携して、大学内部で光る若手の研究を支援することで、その先の研究開発型ベンチャー支援に繋がる仕組みとすることが重要。

産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン(案)の構成

1. 全ての大学・研究法人に期待される機能

1) 本部機能	組織的な連携体制の構築
	企画・マネジメント機能の確立
2) 資金	費用の見える化・管理業務の高度化
3) 知	知的財産の活用に向けたマネジメント強化
	リスクマネジメント強化
4) 人材	クロスアポイントメント制度の促進

2. 将来的に改革を要する点

1) 資金	大学等の財務基盤の強化
2) 知	知的資産マネジメントの高度化(ベンチャー含む)
3) 人材	産学連携が進む人事評価制度改革

産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン

(2) 知の好循環 (2-1) 知的資産マネジメントの高度化
処方箋

(研究成果の社会実装への道筋について)

(イ) 大学発ベンチャーの創出・育成にむけた取組例

(大学をハブとしたベンチャー企業創出・育成の強化)

・ 起業家、既存企業、大学、研究機関、金融機関、公的機関等が結びつき、新たな技術やビジネスモデルと用いたベンチャーを次々と生み出し、それがまた優れた人材・技術・資金を呼び込み発展を続ける「ベンチャー・エコシステム」の形成のハブとしての役割を、知の創出拠点である大学が担う。特に、大学・企業・ベンチャーキャピタル等がベンチャー企業と一体となり、投資のみならず多様な方策により本格的な連携・経営支援等を行う(いわゆる「ハンズオン型」のサポート)ことが有効である。

・ また、世界レベルの大学発ベンチャー・エコシステムの形成は、事業会社である大企業との連携を通じて、資金・人材・知識の大規模循環を促すことが有効である。

2-1. 起業人材の育成：シリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト

- シリコンバレーと日本の起業家・企業をつなぐことで、グローバルに通用するイノベーションを持続的に創造する仕組みを形成し、成長企業の創出と地方創生に貢献する。
- 「企業」・「人材」・「機会」それぞれの観点からシリコンバレーの資源を活かすプログラムを実施。

課題

シリコンバレーと日本の「架け橋」

企業 (FY28~)



高い技術力を持つ中小・中堅企業・ベンチャー企業（大企業技術のスピンオフを含む）が、ノウハウやチャネル等の不足によって、十分に世界展開出来ていない。

日本企業アクセラレーションプロジェクト

ロボット、バイオ、医療等の中小・中堅企業・ベンチャー企業を派遣
(5年で200社を派遣予定)

人材 (FY27~)



世界に通用する新規事業を生み出すノウハウを持つ人材の層が薄い（起業家や大企業内の新事業担当者等）。

グローバル起業家等育成プログラム

公募によりビジネスプランを審査・選抜し、SV派遣
(120人程度を国内研修、20人をSV派遣)

機会 (FY27~)



日米の大企業、中堅・中小企業、ベンチャー企業、VC等のネットワークが構築できていない。

日米双方の大規模交流イベント

東京とシリコンバレー双方でビジネスマッチングイベントやシンポジウムを開催

<2015年>

10/26,27 イノベーションリーダーズサミット@東京 (約5,000名参加)

10/30,31 VCカンファレンス@スタンフォード大学 (約450名参加)

<2016年>

9/16 VCカンファレンス@東京 (約500名参加)

10/24,25 イノベーションリーダーズサミット@東京 (約5,500名参加)

2-1. 起業人材の育成：日本ベンチャー大賞の拡充

- 「日本ベンチャー大賞」は、政府のベンチャー向け表彰制度として初めての内閣総理大臣賞として、平成26年度に創設、過去2回表彰を実施。
- また、本表彰制度については他省庁の関心も高く、**本年度は新たに農林水産大臣賞を設ける予定。**
- 政府一体となったベンチャー支援体制の形成に向けて、来年度以降、他省庁の更なる巻き込みを検討。

内閣総理大臣賞（日本ベンチャー大賞）

（参考）第二回表彰受賞企業

ペプチドリーム株式会社

- 特殊ペプチドによる独自の創薬開発システムを世界に提供。
- 世界最大手の製薬企業と対等に新薬の共同研究開発を実施。
- 大学研究者と経営のプロのチームによる大学発ベンチャー。

経済産業大臣賞（ベンチャー企業・大企業等連携賞）

株式会社ZMP×株式会社ディー・エヌ・エー

- ZMPの自動運転に関する技術と、DeNAのインターネットサービスにおけるノウハウを連携。自動運転車両を活用した新しい交通サービスを実現するための技術開発・サービス開発を実施。

株式会社ZMP×ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社

- ソニーのカメラ、通信ネットワーク技術と、ZMPの自動運転、ロボット技術、産業分野へのビジネス経験を活かし、自律飛行ドローンによる空中からの画像撮影とクラウドによるデータ解析サービスを提供。

経済産業大臣賞（女性起業家賞）

株式会社ジーンクエスト

- 日本初の一般消費者向けの大規模な遺伝子解析サービスを2014年に開始。
- 各サンプルの約30万箇所の遺伝子情報を解析し、疾患リスクや遺伝的体質などの情報を提供。
- 遺伝子研究成果の恩恵を受けられる社会の実現を目指す。

審査委員会特別賞 （グローバル展開賞）

株式会社メルカリ

- 個人間で簡単かつ安全にモノを売買できるフリーマーケットアプリ「メルカリ」を提供。
- 2014年に米国サンフランシスコに拠点を構え、日本ベンチャーのグローバル展開の先駆者に。

審査委員会特別賞 （社会課題解決賞）

株式会社すららネット

- 「低学力層の基礎学力向上」を実現できる対話型のオンライン学習サービスを提供。
- 対話型のeラーニングで世界中の教育格差の問題を解決。

審査委員会特別賞 （イントラプレナー賞）

ソニー株式会社

- 既存の事業領域外の新しい事業アイデアを集め、育成する新規事業創出プログラム「Seed Acceleration Program」を開始。同事業を通じて多数の新商品を創出。

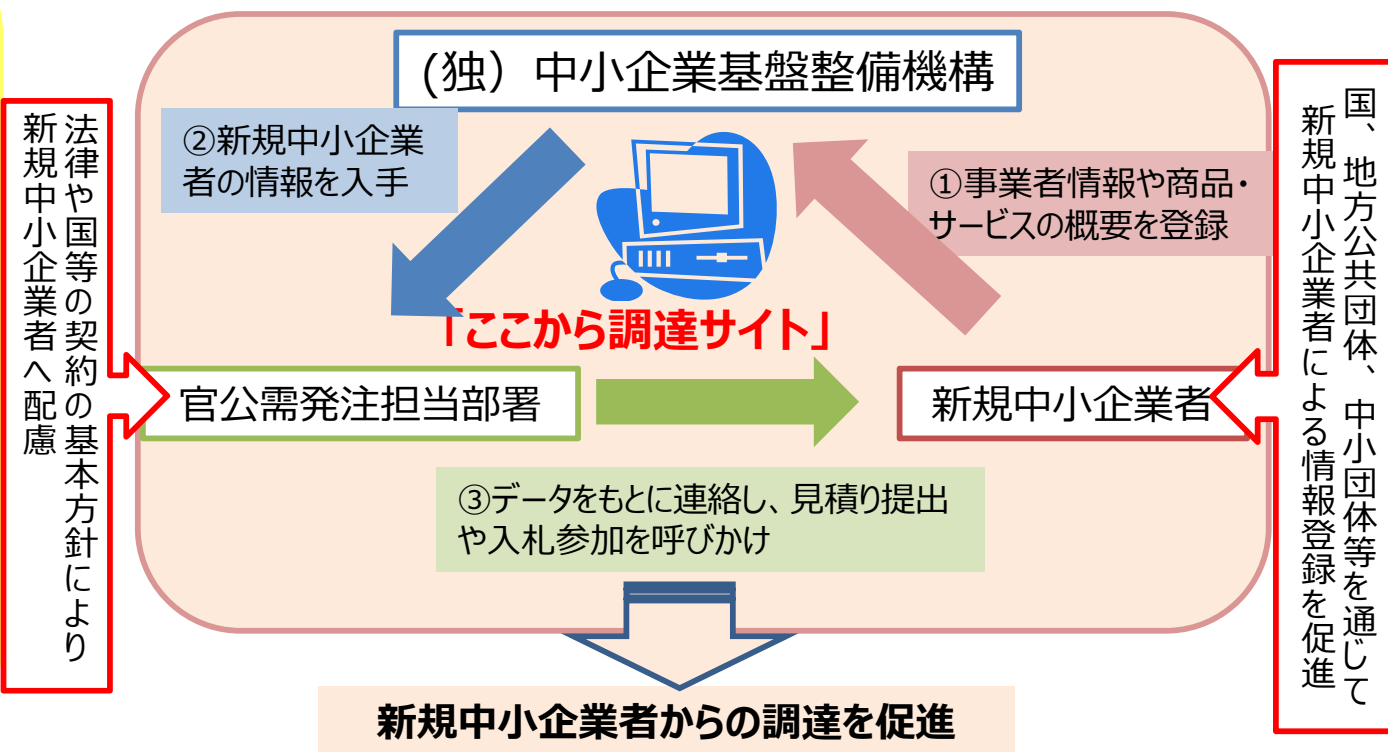
3-1. 政府調達におけるベンチャー活用の推進：官公需法の改正

- 創業間もない中小ベンチャー企業は、優れた商品・サービスを有していても、一般に実績が無いことを理由に、大企業が新規取引に応じないなど、販路開拓が困難な状況。
- 官公需市場で実績を得ることは、その後の販路拡大や信用向上に有益であるも、官公需でも中小ベンチャー企業が国等発注者に知られる機会が少なく、実績面でも敬遠されがち。
- このため、創業間もない中小ベンチャー企業の政府調達への参入促進を図るべく、平成27年8月に官公需法を改正。
- 改正官公需法においては、国は創業10年未満の新規中小企業者に対して官公需において活用するよう配慮するとともに、そのための基本的事項を「基本方針」に規定
- 平成26年度官公需における新規中小企業者の受注割合は1%程度と推計され、これを平成29年度までの3年度間で概ね倍増の水準とする目標（27年度実績：1.67%）

■ 改正官公需法の概要

- (1) 新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）への配慮【第2、第3条】
- (2) 国等の契約方針（基本方針）の策定【第4条】
- (3) 各省各庁等の契約方針の策定【第5条】
- (4) 契約実績の概要公表【第6条】
- (5) (独)中小企業基盤整備機構の情報提供【第9条】

「ここから調達サイト」（中小機構の情報提供サービス）



3-2. 政府一体のベンチャー政策の推進：ベンチャー支援プラットフォームの構築

ベンチャー支援プラットフォームの構築

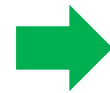
- ベンチャー企業の強みは機動性であり、一方で資金や人材等の経営資源が不十分なため、その経営は時間との勝負。このため、ベンチャー支援においても、手続を簡素化し、よりスピーディーに施策を使えるようにすることが重要課題。
- この取り組みでは、各省庁のベンチャー支援（補助金・委託費等）の申請手続きについて、①**申請様式の共通化**、②**法人インフォメーション等のデータベースからのデータ引用**、③**オンライン申請**を実現し、手続きの大幅な簡素化の実現を目指す。
- あわせて、システム利用企業のデータベースを形成し、そのデータ解析により効率的な制度運用やベンチャー企業へのプッシュ型の支援提案などベンチャー支援の効果向上を図る。

申請様式の共通化



**わかりやすい！
迷わない！**

補助金等の申請書で
確認・審査する項目
は共通点が多い。
様式を共通化すれば
わかりやすくなる。
ポータルサイトも構築



データベースの活用



**書き込む量が
減少！**

法人インフォメーションや、
本システムで形成される
申請企業DB、民間の
会計ソフト等で、既に書
き込んだデータを活用。
実績報告等の申請後の
プロセスでも活用。
(Tell us onceルール)



オンライン申請

**スピーディーに
申請！**

印刷・発送作業が
不要。
エラーチェックで、
入力漏れ防止。
以降の手続も
極力オンライン化。